

第2回小美玉市自治基本条例策定委員会

日時 平成18年11月27日(月)午後6時30分～午後9時00分

場所 小川総合支所3階 大会議室

出席者 飯島委員長、片田副委員長、笹目委員、山西委員、高野委員、貝塚委員、藤枝委員、
緑川委員、菊池委員、滑川委員、高木委員、沼田委員、長島委員、百地委員、
中野委員、大越委員、石田委員

欠席者 久保田委員、春田委員

1. 前回の確認について

【第1回会議録及びパブリックコメント要綱(案)について確認】

(意見要望)

・会議録の質疑応答のなかで、パブリックコメント実施の周知方法はホームページ等とし、広報の使用は締め切りの関係上難しいとのことだが、ホームページは全市民が見れる環境ではない。広報紙の活用、もしくは会報などを作れないだろうか。

(回答)

・条例としてでき上がったものと、会議の経過、関係条例などを最後に冊子にまとめることを考えている。

パブリックコメントに関しては、市民の方に一定の期間で意見をもらうため、広報紙の原稿締め切りとの調整をし、時期を計ったうえで広報紙に掲載し、意見を集めるよう配慮していきたい。

【公開要領(案)・傍聴要領(案)の提示】

(質疑)

・会議の公開要領第2条第1号中の「小美玉市情報公開条例 第9号」にはどのような規定がされているのか。

公開要領第4条第2号で傍聴の受付は会議開始の20分前とあるが、これは市議会の傍聴と同じなのか。

(回答)

・「小美玉市情報公開条例 第9号」の内容は、公開しないことができる情報として、法令又は条例の規定により、公開することができないとされる情報。個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。等が規定されている。

公開要領第4条ですが、議会のほうでは20分前からという規定はない。策定委員会の場合には会場の設営等の時間が必要になるため、開会の20分前とした。

(質疑)

・傍聴者が入る場合、傍聴者の席の配置などはどうなるのか。

(回答)

・傍聴者には周りを取り巻く様な形ではなく、一箇所に集まっていただく形になる。会議の妨げにならないような形で席を設けたい。

(質疑)

・公開要領第6条2項中に「市広報紙を活用し開催の周知に努める」とあるが、先程広報の活用は難しいとの説明があり、どのように行っていくのか伺いたい。

(回答)

・公開要領第6条2項では広報紙の活用と謳っているが、会議の開催の周知には難しい部分が出てくると思われる。ここではホームページに掲載ということで訂正を願いたい。

(提案)

・広報紙を会議開催の周知には使わなくとも、ホームページに開催の内容が掲載されていることや、所管課にて閲覧できることを伝えるようなお知らせに使ってはどうか。

(要望・意見)

・傍聴要領第3条第5号中「人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者」は「人に迷惑を及ぼすと認められる者」でよいのでは。

(回答)

・「人に迷惑を及ぼすと認められる者」ということで訂正願いたい。

(要望・意見)

・現在公営掲示板はないのか。市民に周知させるために掲示板を利用できないか。

(回答)

・公営掲示板はあるが、数が限られているのと、議会の召集、条例や規則が新しくできた場合の告示の為にある掲示板である。催し物を告知するのとは用途が違うため、会議等のお知らせを掲示すべき場所ではないと思われる。

(質疑)

・公開要領が決まると、次回会議からは傍聴者を入れて会議を進めることになるのか。

(回答)

・傍聴ができるということなので、傍聴希望者に来ていただければ受け入れる態勢は次回から整えておく。

(質疑)

・公開要領第3条3項中で「審議中に非公開とすることが適当と認めるときには、委員会に諮り非公開とすることができる」とあるが、直ちに傍聴者には退席してもらうという解釈でよいのか。

(回答)

・どうしても非公開にしなければならないような議論をする場合は、正当な理由を付して説明をし、理解をいただいて退席してもらう。

2. 市政・自治基本条例に関する基礎研究について

【新市建設計画の解説】

事務局より、新市の都市規模、新市建設計画の基本理念と将来像、土地利用構想、分野別施策の説明。

【財政について】

事務局より、小美玉市の財政として、普通会計決算の状況及び基金の状況、積立基金の年度末残高の推移、財政計画について説明。

(質疑)

・小美玉市では何%住民税を徴収できているのか。

(回答)

・徴収率は若干県平均を下回っている。17年度決算においては16年度に比べ2ポイント上昇し、80%台である。住民税の徴収については、税務課のほうで預金の差し押さえ等いろいろな方策をたてている。

(質疑)

・国と地方の債権が775兆円程度といわれているが、この中に小美玉市の債権も含まれているのか。

・年度内の収入と支出のバランスが取れはじめるのが国ではあと数年といわれているが、地方の立場ではかなり先になるのか。

・年度で新たに借金を重ねなくなる時期というのはどのくらいか。

(回答)

・775兆円の中には17年度小美玉市が借りた10億6千8百万もその一部である。

・国よりも地方自治体（小美玉市）のほうが健全とだと思います。

・地方全体ではその様な資料は頂戴していないが、17年度決算で小美玉市では10億の借入れで、支払いが17億円ということで借入れを抑制している。

【自治基本条例の先進事例について】

事務局より、条例策定済みの自治体の主に規定されている条項の説明、及び大和市自治基本条例を基に項目の説明。

【次回ワークショップについての説明】

事務局より、次回ワークショップにて行うワークショップテーマに沿って、グループ討議の進め方について説明。

(質疑)

- ・条文としてどの程度具体性があり、どの程度抽象性が必要なのか。
- ・条例解説には解説だけではなく、市としてこういうことを進めたいという明確さも必要だと思う。

(回答)

- ・良い所、悪い所をあげ、まちづくりにどの様に改善し伸ばしていくか、どういう方策があるか考え、その上で基本理念を作るのでバランスのとれたグループ討議ができるのではと考えている。
- ・条例の解説については無い自治体もある。これから皆さんとの話し合いの中で協議しながら進めていきたい。

(質疑)

グループを2つに分けワークショップを行うが、各グループはラベルを貼る各分野を分けて行うのか、それとも同じ内容をするのか。

(回答)

各グループとも同じ内容を行っていただく。

(意見・要望)

- ・グループリーダー（進行役）をグループ内で決めるのではなく、どなたか入ってもらって考えてよろしいか。

(回答)

- ・事務局側がグループリーダーとしてワークショップに参加する。

3. 次回策定委員会の開催等について

(要望・意見)

次回からは傍聴希望者に来ていただくことと、条例という大切なことを決めるということで、会議の開催を土曜か日曜にし、時間帯も昼に変えてはどうか。

協議の結果、次回開催日時は12月23日（土）午後1時半開催。

場所は玉里保健福祉センターにて実施とした。